

# 日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー連絡会議運営規則

(総 則)

## 第1条

この規則は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「JSP0」という。)が開催するJSP0 公認アスレティックトレーナー連絡会議(以下「連絡会議」という。)の運営に関することを定める。

(目 的)

## 第2条

連絡会議は、JSP0 公認アスレティックトレーナー(以下「JSP0-AT」という。)の相互の連携を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等について協議することを目的とする。

(構 成)

## 第3条

連絡会議は、JSP0 指導者育成委員会アスレティックトレーナー部会(以下「AT部会」という。)委員、次の各号に掲げる団体が選任するJSP0-AT 有資格者及び以下の地域区分の代表者(以下「ブロックディレクター」という。)をもって構成する。

- (1) JSP0 加盟中央競技団体
- (2) 都道府県体育・スポーツ協会
- (3) プロスポーツ団体等
- (4) 日本パラスポーツ協会

<ブロックディレクターの地域区分>

地域名	各都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
東海	静岡、愛知、三重、岐阜
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(運営委員会)

## 第4条

連絡会議に運営委員会を置き、連絡会議の協議内容等の企画、立案、準備及び運営にあたる。

2. 運営委員は、第3条に掲げる者の中からJSP0が選任した10名程度及びブロックディレクターをもって構成する。

3. 運営委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する JSP0 定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとし、任期満了後も次期運営委員が就任するまではその権利・義務を有するものとする。

(会 議)

#### 第5条

連絡会議は、年1回以上開催し、運営委員会は随時これを開催する。

(運営委員長及び副委員長)

#### 第6条

運営委員は、互選により運営委員長1名及び運営副委員長若干名を選出する。

2. 運営委員長は、AT 部会と協議の上、連絡会議及び運営委員会を招集して、その議長となる。
3. 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(ワーキンググループ)

#### 第7条

運営委員会の下に、JSP0-AT 相互の連携や活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等に関連する内容を取り扱うワーキンググループを設置することができる。

2. ワーキンググループの設置にあたっては、AT 部会及び運営委員会にて協議の上で取り扱う内容等を決定し、連絡会議に報告するものとする。
3. ワーキンググループの座長及び委員は、運営委員長が AT 部会と協議の上で調整し JSP0 が選任する。
4. 座長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する JSP0 定時評議員会終結の時までとする。

(規則の変更)

#### 第8条

この規則は、AT 部会の承認を受けて変更することが出来る。

付 則

- (1) この規則は、平成11年11月26日から施行する。
- (2) 平成17年11月25日改定
- (3) 平成27年11月26日改定
- (4) 平成29年6月8日改定
- (5) 平成30年4月1日改定
- (6) 令和元年6月21日改定
- (7) 令和5年7月24日改定
- (8) 令和5年11月15日改定